

(仮称)川西市立総合医療センター
キセラ川西センター整備事業

入札説明書

平成31年4月

川西市

- 目次 -

第1	入札説明書の位置付け	1
第2	事業の概要	2
1	事業名	2
2	建設地の概要	2
3	整備予定の機能及び規模	2
4	事業方式	3
5	事業内容	3
6	工期	3
7	予定価格（消費税地方消費税を除く）	3
8	関係法令等の遵守	3
9	地域経済への配慮	3
第3	事業者の募集等に関する事項	4
1	事業者の募集及び選定の方法	4
2	本事業の設計及び施工等に関する要求水準等	4
第4	参加要件	4
1	応募者の構成等	4
2	応募者の構成員に共通する参加要件	5
3	応募者を構成する法人の変更	7
4	一般競争入札参加要件確認基準日	7
5	参加要件の喪失	7
第5	事業者選定のスケジュール等	8
1	事業者選定のスケジュール	8
2	入札説明書等の交付	8
3	入札説明書等に関する質問の受付等について	8
4	入札参加要件の確認等	9
5	個別対話の実施	10
6	二次審査提出書類の受付	11
7	入札手続き	12
8	入札の辞退	14
第6	応募に際しての留意事項	14
1	費用負担	14
2	本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置	14
3	提出書類の取扱い・著作権	14
第7	審査及び選定に関する事項	14
1	審査及び選定に関する基本的な考え方	14
2	審査委員会の設置	14
3	プレゼンテーションについて	14
4	落札者の決定結果の公表方法	15
第8	本事業における契約の基本的な考え方	15
1	事業契約に関する基本的な考え方	15
2	契約保証金	15
第9	その他本事業の実施に関する事項	15
1	落札者に対する「川西市入札参加資格制限基準」及び「川西市入札参加資格者指名停止基準」の適用	15
2	応募者を構成する法人の名称の公表	15
3	本事業に係る情報の提供方法	15
4	本事業の入札に関する苦情の申立て	15
5	本事業の事務局及び問合せ先	15

第1 入札説明書の位置付け

本入札説明書は、川西市（以下「市」という。）が実施する（仮称）川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業（以下「本事業」という。）への入札に参加する事業者（以下「事業者」という。）を募集し、総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）により選定するために交付するものである。

なお、本入札説明書は、競争入札に参加しようとする者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書は、下記により構成される。

- 1 入札説明書
- 2 入札説明書別添資料
 - (1) 別添資料1 要求水準書
 附属資料 諸元表・凡例
 - (2) 別添資料2 落札者決定基準
 - (3) 別添資料3 様式集
 - (4) 別添資料4 事業契約書（案）
 - (5) 別添資料5 参考資料

入札説明書に添付する別添資料は、入札説明書と一体のものであり（以下、入札説明書及び入札説明書別添資料並びにそれに係る質問回答書を総称して「入札説明書等」という。）全ての資料は、事業者が提案書類を作成する上での前提となる。

第2 事業の概要

1 事業名

(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業

2 建設地の概要

(1) 建設計画地

阪神間都市計画事業中央北地区特定土地区画整理事業地内(9街区2-1、9街区2-2、9街区3-1、9街区3-2-1、9街区3-2-2、廃道地)

(2) 敷地面積

11,942.49㎡(廃道前は11,252.49㎡)

(3) 地域地区等

地域区分	市街化区域
地域地区	
用途地域	近隣商業地域/第2種住居地域
防火地域	指定なし(法22条地域)
地区計画	あり(中央地区地区計画)
指定建ぺい率	80%/60%
指定容積率	300%/300%
高さ制限	
斜線制限	近隣商業地域 道路斜線 1.5L(20m)、隣地斜線 31m+2.5L 第2種住居地域 道路斜線 1.25L(25m)、隣地斜線 20m+1.25L 高度なし、絶対高さなし
日影規制	5時間/3時間 測定高さ4m(近隣商業地域はなし)
道路幅員	北西側:火打滝山線 幅員12m 東・西・南側:区画道路 幅員10m

3 整備予定の機能及び規模

(1) 建物整備方針

地域の中核病院として、急性期病院の役割だけではなく、高度急性期病院としても一定の役割を担う。また、長期にわたり良質な医療を提供でき、利用しやすい環境を整えた病院施設とすることを旨とし、次の各項目を施設整備方針とする。

ア 快適性

プライバシーへの配慮など、患者や家族、職員等、病院の利用者にとって、快適で利用しやすい環境を整えた施設とする。

イ 施設・整備の充実

施設・整備等を充実し、高度急性期病院としても一定の役割を担える施設とする。

ウ 機能性

部門間の関連性に配慮した効率的な医療サービスの提供が行える施設とする。

エ 安全性

災害時においても継続して医療を提供できる体制を整えるため、安全性・耐震性を確保した建物とし、患者及び職員の安全を確保する。

オ 経済性

建物整備におけるイニシャルコストの削減を図る一方で、良好な施設機能を経済的かつ効率的に維持するため、建物のライフサイクルコストの適正化を図る。

- (2) 病床数
 一般病床 400 床
 内、急性期一般入院基本料の病床 377 床 (全個室) ハイケアユニット入院医療管理料(HCU) 20 床、脳卒中ケアユニット入院医療管理料(SCU) 3 床

- (3) 診療科数
 28 診療科
 (内科、総合診療科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、呼吸器内科、糖尿病・内分泌内科、血液内科、外科、呼吸器外科、乳腺外科、眼科、耳鼻咽喉科、整形外科、リハビリテーション科、皮膚科、形成外科、神経内科、精神科、脳神経外科、麻酔科、産婦人科、小児科、泌尿器科、緩和ケア科、放射線科、病理診断科、救急科)
 12 センター
 (循環器センター、消化器センター、脳卒中センター、周産期センター、乳腺センター、糖尿病・生活習慣病センター、腎センター、救急センター、オンコロジーセンター(仮称)、内視鏡センター、リハビリテーションセンター、患者支援センター)

(4) 建築概要

施設名	工事種別	概要
(仮称)川西市立総合医療センターキセラ川西センター	新設	外来、病棟、救急等の新病院の診療機能全般を整備

4 事業方式

本事業の事業方式は、DB(デザインビルド)方式(事業者が新設等を行う施設の設計(基本設計及び実施設計をいう。)施工、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。)とする。

5 事業内容

- (1) 施設整備に係る調査業務
- (2) 設計業務(基本設計・実施設計)
- (3) 申請等の手続きに関する業務
- (4) 施工業務
- (5) 工事監理業務

6 工期

事業契約締結の日から平成34年6月30日

7 予定価格(消費税地方消費税を除く)

15,590,000,000円

8 関係法令等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関係法令(法律、政令、省令、条例及び規則)等を遵守するものとする。

9 地域経済への配慮

本事業は川西市発注の大規模工事となることから、事業者においては、地元企業や市産品・資材等の活用による地域経済の振興に配慮するものとする。

第3 事業者の募集等に関する事項

1 事業者の募集及び選定の方法

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札によるものとする。本事業の入札手続は、次のとおり、(1)一般競争入札参加要件確認(本事業の入札に参加する者(以下「応募者」という。)の参加要件確認)、(2)総合評価(提案内容等の審査)の2段階により実施する。

- (1) 一般競争入札参加要件確認(応募者の参加要件確認)
一般競争入札参加要件の確認として、第4.1に規定する応募者が、第4.2に規定する参加要件を満たしているかどうかを確認する。
- (2) 総合評価(提案内容等の審査)
(1)により一般競争入札参加要件を有すると確認された応募者から提出された入札金額及び提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面によるほか、プレゼンテーションを通じて行う予定である。

2 本事業の設計及び施工等に関する要求水準等

本事業を実施する上で、事業者が実施すべき業務及び内容は、入札説明書別添資料1「要求水準書」として提示する。

第4 参加要件

1 応募者の構成等

- (1) 応募者の構成は、以下に示す4つの形態のいずれかとする。
 - 単独企業
 - 特定建設工事共同企業体(特定JV)
 - 建設企業と設計企業のグループ
 - 特定建設工事共同企業体(特定JV)と設計企業のグループ
- (2) 応募者が、単独企業の場合(①)は、当該企業が参加手続を実施すること。
- (3) 応募者が、特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)の場合(②)は、以下の点に留意すること。
 - a 特定JVは、本事業の施工を目的として結成され、本事業の完了により解散する2ないし3社で構成される共同企業体であること。
 - b 特定JVの代表者(以下「JV代表者」という。)の出資比率は構成員のうち最大の出資比率であり、JV代表者以外の構成員(以下「JV構成員」という。)の出資比率は2者の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上であること。
 - c JV代表者及びJV構成員の変更は原則として認めない。ただし、市が承認した場合はこの限りでない。
 - d JV代表者が参加手続を代表して実施すること。
- (4) 応募者が、建設企業と設計企業のグループの場合(③)は、以下の点に留意すること。
 - a 市の契約の相手方となる建設企業(以下、「代表企業」という。)と、当該企業から直接業務を受託又は請け負う設計企業(以下、「協力企業」という。)から構成されること。なお、代表企業は建設工事を担当するものとし、協力企業は設計業務を担当するものとする。
 - b 協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りでない。
 - c 代表企業が参加手続を代表して実施すること。

- (5) 応募者が、特定建設工事共同企業体（特定JV）と設計企業のグループ（④）の場合は、以下の点に留意すること。
- a 市の契約の相手方となる特定JVと、そのJV代表者から直接業務を受託又は請け負う設計企業（以下「JV協力企業」という。）から構成されること。
 - b 特定JVの組成については、(3)a、bに従うこと。
 - c JV代表者、JV構成員及びJV協力企業の変更は、原則として認めない。ただし、市が承認した場合は、この限りでない。
 - d JV代表者がグループを代表して参加手続を代表して行うこと。
- (6) 一方の応募者又は応募者の一員として本件事業に応募した者は、他の応募者又は他の応募者の一員になることはできない。

2 応募者の構成員に関する参加要件

応募者の構成員に共通する参加要件は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 応募者に関する要件（各構成員共通事項）
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第に規定する資格制限に該当しない者であること。
 - イ 本市における平成31・32年度一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者で、本市の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
 - オ 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
 - カ 他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。
 - (ア)資本関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

 - a 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合
 - b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (イ)人的関係

次のいずれかに該当する2者の関係にある場合

 - a 一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が進行中の会社又は更生会社である場合を除く。
 - b 一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ)その他の関係

その他(ア)又は(イ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
 - キ 市が（仮称）川西市立総合医療センターに係る業務を委託している次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係、カ(ウ)のその他の関係を有する者でないこと。
 - (ア)商号 シップヘルスケアリサーチ&コンサルティング株式会社
所在地 大阪府吹田市桃山台5丁目20番1号
 - (イ)商号 株式会社プラスPM
所在地 大阪府大阪市北区西天満2丁目8番5号 西天満大治ビル

- ク 総合評価審査委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ア)の資本関係若しくはカ(イ)の人的関係を有する者でないこと。

(2) 本事業の設計業務を実施する者

設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者はアからケまでの全ての要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成31・32年度測量・建設コンサルタント一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。ただし、工事業務を行う者が設計業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び（3）工事業務の参加要件を満たしていること。
- ウ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成21年4月1日以降に設計が完了した一般病床250床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の設計業務を主契約者（共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出资比例を有するものをいう。以下同じ。）として受注した実績を有していること。
- エ 管理技術者（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として、一級建築士の資格を有する者（ウの実績に関し、管理技術者の立場で従事した実績を有し、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- オ 建築意匠担当主任技術者として、平成21年4月1日以降に設計が完了した一般病床250床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- カ 建築構造担当主任技術者として、平成21年4月1日以降に設計が完了した一般病床250床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、構造設計一級建築士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- キ 電気設備担当主任技術者として、平成21年4月1日以降に設計が完了した一般病床250床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- ク 機械設備担当主任技術者として、平成21年4月1日以降に設計が完了した一般病床250床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の設計業務の実績を有し、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者（設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）を配置することができること。
- ケ 管理技術者及び各担当主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。

(3) 本事業の工事業務を実施する者

工事業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者はアからカまでの全ての要件を満たし、その他の者はア及びイの要件を満たすこと。

- ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定による特定建設業の許可を受けていること。
- イ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成31・32年度建設工事一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（その審査基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去1年7か月以内であるもののうち、直近のものに限る。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,700点以上の者であること。
- エ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成21年4月1日以降に完了した一般病床250床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の業務を主契約者として受注した実績を有していること。
- オ 現場代理人（工事業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、参加要件確認書類提出日において雇用期間が3か月以上経過しているものに限る。）として、平成21年4月1日以降に完了した一般病床250床以上の病院の新築、増築又は改築（増築の場合は、増築部分が250床以上のものに限る。）の業務に従事した実績（全工程の2分の1以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）を有する者を配置できること。ただし、監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）が現場代理人を兼務することはできない。
- カ 監理技術者として、一級建築施工管理技士又は一級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習修了証を取得した者で、平成21年4月1日以降に完了した免震構造を有する建物の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築部分に免震構造を有するものに限る。）の実績（全工程の2分の1以上の期間にわたり、現場代理人、監理技術者又は工事担当者のいずれかの立場で従事した実績）を有する者を専任で配置することができること。

(4) 工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも1者はアからウまでの全ての要件を満たし、その他の者はアからイまでの要件を満たすこと。

- ア 建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- イ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成31・32年度測量・建設コンサルタント一般競争入札等参加資格申請を行い、市が受理した者であること。ただし、工事業務を行う者が工事監理業務を行う場合は、一級建築士事務所の登録がなされていること及び(3)工事業務の参加要件を満たしていること。
- ウ 一般競争入札参加要件確認基準日において、平成21年4月1日以降に完成した20,000㎡以上の免震構造を有する建物の工事監理業務を主契約者として受注した実績を有していること。

3 応募者を構成する法人の変更

一般競争入札参加要件確認書類を提出してから契約締結に至るまでの間、共同事業体を構成する法人の変更は認めない。ただし、特別の事情があり、やむを得ないと市が認めた場合は、この限りでない。

4 一般競争入札参加要件確認基準日

一般競争入札参加要件確認基準日は、平成31年4月24日（水）とする。

5 参加要件の喪失

応募者を構成する法人が、第4.2に示す参加要件について、一般競争入札参加要件確認基準日から市が落札者を決定した日までの間において、当該要件を満たさなくなった場合、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。

なお、落札者の決定後、事業契約締結までの間において、当該落札者が第4.2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該事業契約を締結しないことがある。

第5 事業者選定のスケジュール等

1 事業者選定のスケジュール

事業者選定に当たってのスケジュールは、以下のとおりである。

スケジュール	事業者選定プロセス
平成31年4月1日(月)	入札公告、入札説明書等交付開始
平成31年4月8日(月)	入札説明書等に関する質問(入札参加に関する事項)等【第1回】の受付期限
平成31年4月15日(月)	入札説明書等に関する質問(入札参加に関する事項)等【第1回】への回答公表
平成31年4月17日(水)	参加要件確認書類及び対話参加申請書類の提出期限
平成31年4月24日(水)	参加要件確認結果及び対話実施要領の通知
平成31年4月25日(木)	入札説明書等に関する質問(施設整備計画に関する質問)等【第2回】及び対話資料の受付期限
平成31年5月8日(水)～10日(金)	個別対話
平成31年5月20日(月)	入札説明書等に関する質問(施設整備計画に関する質問)等【第2回】への回答
平成31年7月5日(金)	応募書類の提出期限
平成31年7月5日(金)	入札及び開札
平成31年7月15日(月・祝)	プレゼンテーション
平成31年7月22日(月)～26日(金)	落札者の決定

2 入札説明書等の交付

入札説明書等は、市のホームページに掲載する。

入札説明書等のうち、参考資料は市のホームページでは掲載しないため、第9.6に掲げる事務局にて交付する。なお、参考資料の交付を受ける者は、入札説明書別添資料3「様式集」(様式1)「守秘義務の遵守に関する誓約書」を記入の上、第9.6に掲げる事務局へ提出したものに限り。

3 入札説明書等に関する質問の受付等について

(1) 入札説明書等に関する質問の受付

ア 質問等の方法

質問の内容を分かり易く簡潔にまとめ、入札説明書別添資料3「様式集」(様式2)「入札説明書等に関する質問書」に従い記入し、提出すること。なお、第2回の質問等は、参加要件が認められた応募者のみ。単独以外は代表企業より提出すること。

イ 受付期間

受付期間	
第1回 入札説明書等の質問 (入札参加に関する事項)	平成31年4月1日(月)～平成31年4月8日(月) (執務時間中)
第2回入札説明書等の質問 (施設整備計画に関する事項)	平成31年4月17日(水)～平成31年4月25日(木) (執務時間中)

ウ 提出方法

様式2に質問事項を記載のうえ、電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excelデータにて提出すること。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

オ 入札説明書等に関する質問等に対する回答

回答時期	
第1回 入札説明書等の質問 (入札参加に関する事項)	平成31年4月15日(月)
第2回 入札説明書等の質問 (施設整備計画に関する事項)	平成31年5月20日(月)

提出された質問に対する回答については、質問者を特定できないようにした上で、市のホームページで公表する。

カ 留意事項

第1回目の質問は、入札参加に関する事項とし、第2回目の質問は施設整備計画に関する事項とする。

4 入札参加要件の確認等

(1) 参加要件確認書類の受付等

本事業の入札に参加する者は、以下の手順により、参加要件確認書類を市に提出し、確認を受けること。

ア 提出書類

様式3から様式6-6

イ 受付期間

平成31年4月1日(月)から平成31年4月17日(水)までの執務時間中

ウ 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

紙媒体 各2部、電子媒体(指定様式のPDFデータ)CD-ROM 2枚

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(2) 参加要件確認書類の構成等

参加要件確認書類の構成(部数を含む)及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集(様式3から様式6-6まで)」を参照のこと。

(3) 参加要件の確認方法

参加要件の確認は、応募者が第4.2に規定する参加要件を満たしているか否かを確認する。

(4) 参加要件確認結果の通知

参加要件確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成31年4月24日(水)に、書面により通知する。

なお、本入札に参加する要件がないとされた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札に参加する要件がないとされた者に対する理由の説明

ア 入札に参加する要件がないとされた者は、その理由について、川西市に対して説明を求めることができる。

イ 上記アの説明を求める場合には、その旨を記載した書面を、平成31年4月25日(木)までの執務時間中に第9.6に掲げる場所に持参して提出すること。郵送、電報及び伝送による書面は受け付けない。

ウ 上記イに対する回答は、平成31年5月13日(月)までに、書面により行う。

5 個別対話の実施

(1) 目的

本事業は、病院施設の整備事業という特殊性の高い事業であるため、別添資料1「要求水準書」等で示す内容に関して、市と応募者間の十分な意思疎通を図ることによって、応募者が本事業の趣旨及び市の意図を理解し、市がこの趣旨等に沿ったより良い提案を受けることを目的に、参加要件の確認を受けた応募者を対象に個別に対話を実施する。

入札説明書等(特に別添資料1「要求水準書」など)の内容が書面のみでは明瞭化し難いため、応募者が技術提案書類等を作成する際に、要求水準を満たしているか否かについて、自らでは判断し難い事項が含まれているものと認識している。

このため、応募者は、動線計画、配置計画及び諸室面積に係る水準について、任意の様式(図面等を含む。)で質問することができる。なお、当該質問時の内容は、入札提出書類の内容を拘束するものではなく、また、その内容は、審査に一切影響するものではない。

対話の実施に当たっては、応募者間での公平性・透明性の確保に配慮する。

(2) 対話実施期間

平成31年5月8日(水)から10日(金)までの執務時間中

(3) 対話実施方法

実施方法については、参加要件が認められた応募者の代表企業に対して、参加要件確認結果通知書とあわせて「対話実施要領」を交付する。

(4) 対話参加申請書等の提出

希望者は、以下の手順に基づき、対話参加申請書等を提出すること。各書類の詳細は、入札説明書別添資料3「様式集(様式7~様式8)」を参照のこと。

ア 提出書類 様式7~様式8

イ 受付期間

平成31年4月1日(月)から平成31年4月17日(水)までの執務時間中

参加要件確認書類とあわせて提出すること。

ウ 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

紙媒体 各2部、電子媒体(指定様式のPDFデータ) CD-ROM 2枚

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(5) 対話参加通知書の交付

対話参加通知書に対話実施日時を記載のうえ、参加要件が認められた応募者の代表企業に対して、参加要件確認結果通知書とあわせて交付する。

(6) 対話における議題内容等申請書の提出

ア 提出書類 様式9、添付資料(任意)

イ 受付期間

平成31年4月17日(水)から平成31年4月25日(木)までの執務時間中

入札説明書等に関する質問(施設整備計画に関する質問)【第2回】とあわせて提出すること。

ウ 提出方法

様式9に必要な事項を記載のうえ、電子メールで下記宛に提出すること。なお、電子メールの着信確認は送信者の責任において行うこと。提出媒体は電子媒体としMicrosoft Excelデータ(添付資料はPDFデータ)にて提出すること。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(7) 留意事項

第5.3(1)入札説明書等に関する質問の受付では要求水準書を満たせるかどうか判断が難しい事項について、書面(様式9)にて議題を事務局へ提示し、個別に対話を行うことができる。相互の意思疎通を円滑に図るために必要がある場合は、書面(様式9)と合わせて添付資料(任意)を提示することが出来る。また、応募者が自ら対話の場に図面、資料等を提示することも可能とする。

原則、対話内容は公表しない。ただし、要求水準書の解釈方法など事業全体に係る対話内容については、事前に、当該対話を行った事業者へ公表の可否の確認をとったうえで、公表する場合がある。

6 二次審査提出書類の受付

(1) 応募提出書類の提出

参加資格確認通知書により入札参加資格があると認められた者は、次により入札書、内訳書及び内訳明細書(以下「入札書等」という。)及び施設計画の内容を記載した技術提案書及びその他関連書類(以下「技術提案書等」という。)を市に提出する。なお、技術提案書等は下記の提出方法等によることとし、入札書等は入札価格の確認時に持参すること(「7入札手続き」参照)。入札書等及び技術提案書等(以下「第二次審査提出書類」という。)の作成については、様式集に従うこととする。なお、第二次審査においては、各参加グループに対するプレゼンテーションの実施を想定している。

ア 提出書類

様式11～様式20-8

イ 受付期間

平成31年6月24日(月)から平成31年7月5日(金)12時00分までの執務時間中

ウ 提出方法

書類は持参により提出するものとし、郵送、電報及び電送による提出は認めない。

表に「川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業 事業提案書等在中」と朱書きすること。

各様式集の記載事項に従い提出すること。

エ 提出先

第9.6に掲げる事務局とする。

(2) 応募書類の提出について

入札提出書類の構成(部数を含む)及び作成要領等については、入札説明書別添資料3「様式集(様式12)」を参照のこと。

(3) 応募書類の取扱い

ア 著作権

入札提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するが、市が公表、展示及びその他本事業に関し必要と認める用途に用いる場合、市は、これを無償で使用できるものとする。また、入札提出書類については、返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負うものとする。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が公表等により提示する資料は、本事業への応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

7 入札手続き

(1) 入札書等の提出

- ア 入札書の入札価格の確認は、以下の確認日時に、第一次審査通過者の代表企業の代表者またはその入札代理人の立ち合いのうえ、行うものとする。なお、当該入札では、第一次審査通過者の入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、予定価格を超えている場合は、その第一次審査通過者は失格とする。なお、入札価格の確認の場で第一次審査通過者の入札価格の公表は行わない。
- イ 提出書類
様式21～様式22
内訳明細書（様式は任意）
内訳明細書は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとし、積算については、単価×数量にて積算することを基本とする。
- ウ 提出日時
平成31年7月5日（金） 14時（予定） 入札後に開札を行う。
詳細な日時・場所については別途通知する。
- エ 提出方法
書類は持参により提出する。
表に「川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業 入札書等在中」と朱書きすること。
各様式集に記載事項に従い提出すること。
紙媒体 各1部、電子媒体 CD-ROM 2枚（様式21（捺印付）はPDFデータ、様式22と内訳明細書はMicrosoft Excelデータ）
- オ 提出先
第9.6に掲げる事務局とする。

(2) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札書（入札説明書別添資料3「様式集」（様式21））は、持参のみとする。任意の封筒に入れ密封し、封筒の表には、必ず「宛名（川西市）」、「応募者名」、及び朱書きで「（仮称）川西市立総合医療センターキセラ川西センター整備事業に係る入札書在中」の旨を記載すること。また、入札書（様式21）が入った封筒、施設整備業務費内訳書（様式22）及び、内訳明細書（様式は任意）を同梱し厳封のうえ提出すること。
- イ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めない金額とする。
- ウ 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。また、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- エ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。
- オ 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- カ 入札時には身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）を持参すること。
- キ 入札には、応募者の代表企業の代表者のみ参加できるものとする。なお、代理人の場合には、（様式23）委任状（代理人）を併せて持参すること。
- ク 応募者がいないときは、入札を中止するものとする。
- ケ 入札に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合、またはその恐れがある場合は、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。
- コ 応募者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に金額を定めなければならない。また、落札者の決定前に他の応募者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

- サ 応募者は、2つ以上の提案を行うことはできない。
- シ 入札提出書類の提出後、その変更、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、当該規定は入札提出書類の審査の過程において、市が提案内容の明瞭化等に係る作業を行うことを妨げるものではない。
- ス 応募者は、入札後、入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 開札にあたっての留意事項

- ア 開札は、代表企業の代表者又はその代理人を立ち合わせて行う。この場合において、代表企業の代表者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- イ 開札会場には、代表企業の代表者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員及びアの立会職員以外の者は入場することができない。
- ウ 代表企業の代表者又はその代理人は、開札時刻後においては開札会場に入場することができない。
- エ 代表企業の代表者又はその代理人は、開札会場に入場しようとするときは、入札執行事務に関係のある職員に本入札における参加要件確認結果の通知の写しを提出し、代理人にあつては、入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- オ 代表企業の代表者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札会場を退場することはできない。
- カ 開札をした場合において、入札金額が予定価格の範囲に達した入札がないときにおいても、再度の入札は行わない。
- キ 開札においては入札金額の公表は行わない。入札金額が予定価格の範囲内であるか否かについて確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の審査の対象となる。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者がした入札
- イ 一般競争入札参加要件確認書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 代理権限のない者のした入札
- エ 入札書において入札参加者本人の氏名及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）のない又は判然としないもの
- オ 代理人が入札する場合、入札書において入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- カ 入札提出書類の記載事項が不明なもの又は入札提出書類に記名若しくは押印のないもの
- キ 入札提出書類が不足しているもの
- ク 同一の応募者が2通以上の入札書を提出したもの
- ケ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札
- コ 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- サ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不正に阻害したと認められる者の提出した入札
- シ 予定価格を超える金額で入札したもの
- ス その他入札に関する条件に違反したとき

8 入札の辞退

参加要件確認結果通知書の送付を受けた応募者は、第5.7.(1)に示す入札の前日までの間、入札辞退届(様式10)を市に持参又は郵送(必着)により提出することで、随時、入札を辞退することができる。

なお、入札を辞退した者が、これを理由として、以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。

第6 応募に際しての留意事項

1 費用負担

応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。

2 本事業の応募に際して不正行為等が発覚した場合の措置

本事業の応募に際し、落札者の決定までの間に、談合等不正行為の事実が発覚した場合には、原則として当該応募者の一般競争入札参加要件を取り消すものとする。また、落札者の決定から、契約締結までの間に不正行為の事実が発覚した場合には、当該応募者と契約を締結しないことがある。更に、契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

3 提出書類の取扱い・著作権

入札書類に関する著作権、特許権の取扱いは、次に示すとおりとする。

(1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は事業提案書の全部又は一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった事業提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(2) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法、維持管理方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

第7 審査及び選定に関する事項

1 審査及び選定に関する基本的な考え方

審査の詳細は、入札説明書別添資料2「落札者決定基準」を参照のこと。

2 審査委員会の設置

事業者選定に際しては、学識経験者等により構成される「総合評価審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、意見を聴くものとする。

3 プレゼンテーションについて

市は、平成31年7月15日(月・祝)に提案内容の詳細の確認等を目的として、審査委員会において、応募者に対して個別にプレゼンテーションを行う。日時及び方法等については、別途、応募者の代表企業に対して通知する。

4 落札者の決定結果の公表方法

落札者の決定を行った場合には、市は、その結果について速やかに応募者の代表企業に対して通知するとともに市ホームページ等により公表する。

第8 本事業における契約の基本的な考え方

1 事業契約に関する基本的な考え方

(1) 事業契約の締結

本事業契約は川西市議会への報告を経て、8月1日(木)(予定)を目処に契約する。詳細は、入札説明書別添資料4「事業契約書(案)」を参照のこと。

(2) 落札者決定後から契約締結までの特記事項

落札者決定後から契約締結までの各種費用負担及び手続き条件等は以下のとおりである。

落札者としての決定を受けて以降、契約締結までに係る費用は、事業者側の負担とする。

落札者が契約を締結しない場合、予定価格の範囲内で加点審査における「総合評価点」の得点の高い者から順に契約交渉を行うことがある(地方自治法施行令第167条の2に基づく随意契約)。

2 契約保証金

契約保証金の取扱いは、入札説明書別添資料4「事業契約書(案)」第5条の規定に基づくものとする。

第9 その他本事業の実施に関する事項

1 落札者に対する「川西市入札参加資格制限基準」及び「川西市入札参加資格者指名停止基準」の適用

落札者は、参加要件確認期間中に「川西市入札参加資格制限基準」又は「川西市入札参加資格者指名停止基準」に基づく入札参加資格停止を受けていた場合は、各要綱に基づき別途措置が講じられることがある。

2 応募者を構成する法人の名称の公表

市は、開札後、応募者を構成する法人の名称を公表することができるものとする。

3 本事業に係る情報の提供方法

審査の結果その他本事業に係る情報の提供は、適宜、市ホームページ等を通じて行う。

4 本事業の入札に関する苦情の申立て

本入札における参加要件の確認その他の手続きに関しては、「川西市が発注する工事の入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」(平成21年4月1日)に準じて、市長に対して苦情を申し立てることができる。

5 本事業における土壌汚染の処理に関する事項

本事業における土壌汚染の処理費については別途とする。事業期間中に受注者が土壌汚染の調査を行い、新たに土壌汚染処理が必要と判明した範囲の処理費用に加え、別添資料5参考資料6に記載の範囲で土壌汚染処理が必要な範囲の処理費用について、市と受注者が合理的な範囲で協議し、随意契約を取り交わす。

6 本事業の事務局及び問合せ先

本事業の事務局は、以下のとおりである。

所在地：〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市 総合政策部病院改革推進課(市役所4階)

T E L : 072 - 740-1136 (直通) F A X : 072 - 740-1315

電子メールアドレス：:kawa0129@city.kawanishi.lg.jp 担当：中村、清原